

特定非営利活動法人全国小規模保育協議会
地域チャプター規約

1. 地域チャプターとは(定義)

特定非営利活動法人全国小規模保育協議会（以下、「協議会」という。）の地域チャプターは、各地域の小規模保育の充実発展をめざし、地域で会員同士の相互交流を図る場です。小規模保育をより良い制度にするため、小規模保育事業者の声を自治体へ届けたり、互いの知識や経験を共有し、研修等を実施することで、各地域の小規模保育の質の確保と向上に寄与することを目的とします。

2. 地域チャプターの要件

地域チャプターは、地域に小規模認可保育所がある正会員3名以上によって構成され、協議会の理事会を経て認定されます。認定には、所定の書類の提出が必要です。市区町村、都道府県の枠を超えた設立も可能です。なかま法人会員、なかま個人会員の参加も可能です。協議会に未加入の場合、地域チャプターの活動やイベントに必要なに応じて、オブザーバーとして参加することが可能ですが、入会を推奨します。

3. 地域チャプターの役割、やること

地域チャプターは、各地域で勉強会などの集いを開催します。また、自治体への働きかけなども、協力して行います。目安として、2ヶ月に1度以上、自主的な活動を行います。

4. 地域チャプターの運営について

地域チャプターの代表者及び事務所について変更があった場合は、協議会事務局まで報告します。チャプターでイベントを開催する場合は、協議会事務局から「イベント助成費」が支払われます。(※条件あり)

5. 地域チャプターの更新について

地域チャプターは、1年の更新制とします。4月から翌年3月までの活動とし、更新の際は、2月末までに、協議会事務局へチャプターメンバー名簿及び活動報告書を提出します。(※所定様式あり)

6. 地域チャプターへの入退会及びメンバー管理について

該当地域に所在している場合であっても、入会については任意とします。協議会のホームページに、地域チャプターの連絡先を明記します。地域チャプターへの入退会手続き及びメンバー管理は、各チャプターが直接行います。初回認定時及び年1回の更新時に、協議会事務局へチャプターメンバー名簿を提出するものとします。(※所定様式あり)

7. 地域チャプターの活動報告について

年に1回、協議会総会に1名が招待され、地域チャプターの活動報告を行います。また、会員メーリングリストや、協議会のホームページで活動を紹介することができます。

制定：2021年2月24日